

一宮市学校給食審議会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市の合併後の望ましい学校給食のあり方を審議するため、一宮市学校給食審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する13人以内の委員で組織する。

- (1) 有識者
- (2) 教育関係者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は3年以内とし、この要綱に基づき委嘱する日から審議終了までとする。ただし、職名をもってあてられた者はその在任期間とし、補欠又は事故により交代したときは、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(組織)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

2 審議会は、委員の半数以上が出席（テレビ会議、電話会議等の通信手段により、会議の開始から終了に至るまでの間、各委員の音声即時に他の委員に伝わり一堂が会して会議を行うのと同程度に、適時的確な意見表明がお互いにできる方法を含む。）しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(書面会議)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事由により前条の審議会の招集が困難な場合は、会長の認めるところにより、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）による審議会（以下「書面会議」という。）を開くことができる。

2 前項の規定により書面会議を開く場合においては、当該書面の提出があったことをもって、前条第2項の出席とみなす。

3 書面会議を開く場合においては、委員からの書面の提出期限の日を審議会の開催日とみなす。

4 書面会議を開いた場合は、会長はその議事について、書面により委員に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育部学校給食課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。